

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3015号）

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	申請概要	7
3	審査結果	30

別添

- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）
- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）

平成21年12月15日

総務大臣

原口 一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成21年10月27日付け諮問第3015号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進について

<p>意見1 NTT東西は、ユニバーサルサービスの提供において最大限の効率化を図る責務がある。総務省は、引き続き、NTT東西に対し、その効率化実績に関する報告を求め、効率化水準の妥当性について検証するとともに、新たな効率化推進策の検討及び提示をNTT東西に要請することを希望。</p>	<p>考え方1</p>
<p>現状、ユニバーサルサービス制度に関わる交付金を受ける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という)殿は、ユニバーサルサービスの提供において最大限の効率化を図る責務があると考えます。</p> <p>総務省殿においては、引き続き NTT 東西殿に対しその効率化実績に関する報告を求め、効率化水準の妥当性について十分な検証を行うとともに、新たな効率化推進策の検討及び提示を NTT 東西殿に要請して頂くことを希望します。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東・西」という。)の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。</p> <p>したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。</p> <p>また、平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会の答申において、NTT東・西に対し、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の実績等を毎年度、総務省へ報告することを求めるとともに、総務省に対しては、当該経営効率化について十分な検証を行い、審議会への報告を求めているところである。</p> <p>この要望に基づいて、平成 20 年度の経営効率化の実績及び検証結果について、平成 21 年 10 月 27 日に当審議会において報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。</p>

2 IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正について

<p>意見2 IP補正措置について、未だ関係者間での議論が十分に尽くされていない状況で、この補正措置を継続していくことは望ましくなく、IP化を踏まえた、当該措置の在り方についての再検討が急務。</p>	<p>考え方2</p>
<p>弊社共が従前意見しているとおり、現行制度における加入電話の補てん対象額算定に用いるIP補正措置について、未だ関係者間での議論が十分に尽くされていない状況で、この補正措置を継続していくことは望ましくなく、IP化を踏まえた当該補正措置の在り方についての再検討が急務であると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>情報通信審議会においては、十分に議論を尽くし、「光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要」があり、「加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である」との結論が、平成20年12月16日付同審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(以下「情報通信審議会答申」という。)で示されているところである。</p> <p>今回の認可申請における、IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正は、当審議会が、情報通信審議会答申を踏まえ、本年3月に答申した省令改正に基づくものであり、適当と考える。</p> <p>なお、本改正省令には、施行後3年を目途に制度を見直すことが規定されており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。</p>

3 IP網移行計画等に関する早期情報開示について

<p>意見3 NTT東・西は、ユニバーサルサービスであるPSTNがいつまで維持されるのか、光化を含むIP網への具体的な移行計画等について速やかに明らかにすべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>上記の制度見直し議論を行う上で、NTT東西のIP網移行計画等に関する情報開示が不可欠であり、総務省殿はNTT東西殿に対し速やかにこれらの情報を開示するよう指導すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しに当たっては、PSTNから光IP電話への具体的な移行展望等の課題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。</p>
<p>これまでのNTTグループの経営維持の基盤となっていたNTT東・西の電話ネットワークは、公社時代に国民の負担で構築された国民の資産です。</p> <p>NTT東・西は、これまでの3年間、ユニバーサルサービス制度によって、国民から毎年多額の補てんを受けて電話ネットワークを維持してきました。更に、4年目となる今回の補てん額算定にあたって、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少に対応するための補正が行われました。これにより、加入電話から光IP電話に移行した場合であっても、引き続き、その維持コストを高水準のまま国民が負担するということとなります。今回の補てん対象額約188億円を含むこれまで4年間累計でのユニバーサルサービス料金の国民負担総額は約659億円にも達します。</p> <p>加入者回線数の継続的な減少という問題が今後解消する見込みがない中で、NTTはこれまでユニバーサルサービスを今後どのようにしていくのか、一切明らかにしていません。お客様の負担を減らすために何を行うのか、全ての電話サービスご利用者に対して何ら説明のないまま、ユニバーサルサービス制度は運用され続けています。</p> <p>歴史的経緯によって国民的資産を継承し、国民の負担によって電話ネットワークを維持してきたNTT東・西は、全ての電話サービスご利用者に対する説明責任を果たすために、ユニバーサルサービスであるPSTNがいつまで維持されるのかや、光化を含むIP網への具体的な移行計画等について速やかに明らかにすべきです。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	

4 次期ユニバーサルサービス制度の在り方について

意見4 電気通信市場の環境変化を踏まえた次期ユニバーサルサービス制度の在り方について、国民的な議論を早急に開始すべき。	考え方4
<p>この検討は、当該補正措置と切り離すことのできない固定電話接続料や基本料等NTSコストの在り方とあわせて、IP 網時代の全体像を捉えて行うべきであり、ユニバーサルサービス制度の検討が予定されている『グローバル時代におけるICT 政策に関するタスクフォース』においても、これらの論点を踏まえた包括的な議論を行って頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>情報通信審議会答申においては、「見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要である」とされており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。</p>
<p>その上で、IP化、ブロードバンド化、モバイル化といった電気通信市場の環境変化を踏まえた次期ユニバーサルサービス制度の在り方について、国民的な議論を早急に開始すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	

I 申請概要

1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 社団法人電気通信事業者協会(会長 小野寺 正)
(以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成 21 年 9 月 16 日 (水)

3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

(1) 加入電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用＋標準偏差の2倍」の差額】

(2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

(3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・ 加入電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

・ 第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

2 申請に関する項目

(1) 負担金

① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

(i) 補てん対象額

・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、法令で定められた方法により算定された額。

(ii) 支援業務費

・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

イ 番号単価

・ 補てん対象額に支援業務費を加えた額を負担事業者の総稼働電気通信番号数及び12（か月）で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たり

の額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補てん対象額の割合で案分して得られた額。

ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法。

(2) 交付金

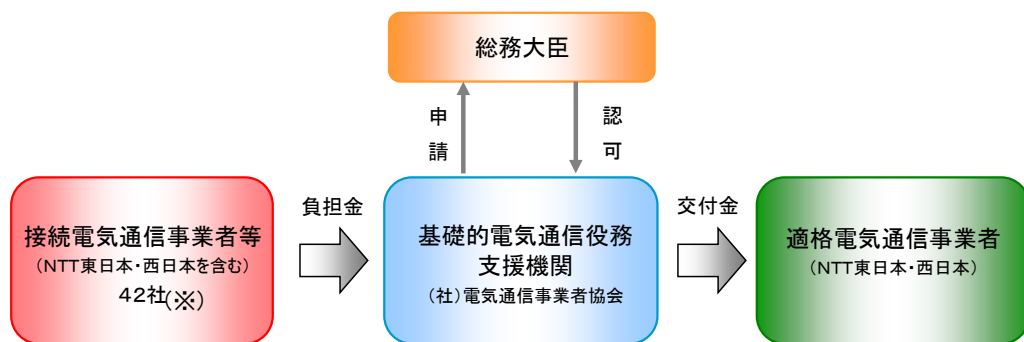
① 交付金の額

- ・ 補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法。

【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



(※平成21年9月1日現在)

Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

1 負担金の額

(1) 補てん対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	9,055,033,002 円	5,438,125,672 円	14,493,158,674 円
加入電話に係る緊急通報	44,076,208 円	15,950,320 円	60,026,528 円
第一種公衆電話に係るもの	2,189,355,544 円	2,071,446,937 円	4,260,802,481 円
合 計	11,288,464,754 円	7,525,522,929 円	18,813,987,683 円

(2) 支援業務費

① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

② 算定結果

区 分		金 額
(7) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	24,139,000 円
	(b) 物件費等	15,410,000 円
	(c) 小計	39,549,000 円
(1) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	20,845,000 円
	(b) コールセンター委託費	9,920,000 円
	(c) 小計	30,765,000 円
(7) 当年度費用額 (= (7) の(c) と (1) の(c) の合計)		70,314,000 円

区 分		金 額
(a) 当年度費用額		70,314,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額		6,757,922 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]		63,556,078 円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{(NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額)} \\ &\quad \text{+ 支援業務費)}}{\text{平成 21 年 6 月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div 12 \text{ 月} \\ &= \frac{(18,813,987,683 \text{ 円} + 63,556,078 \text{ 円})}{189,896,713 \text{ 番号}} \div 12 \text{ 月} \\ &= 8.2841278393\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{8 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{ 円} \times \frac{11,288,464,754 \text{ 円}}{18,813,987,683 \text{ 円}} \\ &= 4.800030676\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{4.80003068 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{ 円} \times \frac{7,525,522,929 \text{ 円}}{18,813,987,683 \text{ 円}} \\ &= 3.199969323\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{3.19996932 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 22 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 22 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

接続電気通信事業者等（電気通信事業法第110条第1項各号に規定する電気通信事業者で前年度の電気通信事業収益が10億円超）のうち、総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名（42社、五十音順）			
1	アイテック阪急阪神（株）	22	（株）ジェイコム関東
2	イー・モバイル（株）	23	（株）ジェイコム北九州
3	（株）ウィルコム	24	（株）ジェイコムさいたま
4	（株）STNet	25	（株）ジェイコム湘南
5	（株）エヌ・ティ・ティ エムイー	26	（株）ジェイコム千葉
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	27	（株）ジェイコム東京
7	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ	28	（株）ジェイコム福岡
8	（株）エヌ・ティ・ティ ネオメイト	29	（株）ZTV
9	（株）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	30	ソフトバンクテレコム（株）
10	（株）NTTぷらら	31	ソフトバンクBB（株）
11	（株）エネルギア・コミュニケーションズ	32	ソフトバンクモバイル（株）
12	沖縄セルラー電話（株）	33	中部テレコミュニケーション（株）
13	関西マルチメディアサービス（株）	34	土浦ケーブルテレビ（株）
14	九州通信ネットワーク（株）	35	（株）テクノロジーネットワークス
15	（株）ケーブルネット神戸芦屋	36	東北インテリジェント通信（株）
16	（株）ケーブルネット下関	37	（株）長野県協同電算
17	KDDI（株）	38	西日本電信電話（株）
18	KMN（株）	39	東日本電信電話（株）
19	KVH（株）	40	フュージョン・コミュニケーションズ（株）
20	（株）ケイ・オプティコム	41	ベライゾンジャパン合同会社
21	（株）ジェイコムウエスト	42	（株）UCOM

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 平成22年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成22年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT東日本に係る番号単価 (4.80003068 円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成22年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成22年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 4.80003068 円は、平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成22年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成22年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{㉑} - \text{㉒} - \text{㉓} - \text{㉔} - \text{㉕} \} \times \text{㉖}$$

NTT東日本の補てん対象額+案分した支援業務費

$$11,288,464,754 + 63,556,078 \times 11,288,464,754 \div 18,813,987,683$$

…㉑

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成22年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

…㉒

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成22年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

…㉓

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…㉔

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

…㉕

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成22年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成22年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

10,767,238,196 + 65,096,348 × 10,767,238,196 ÷ 18,039,790,825

－ 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

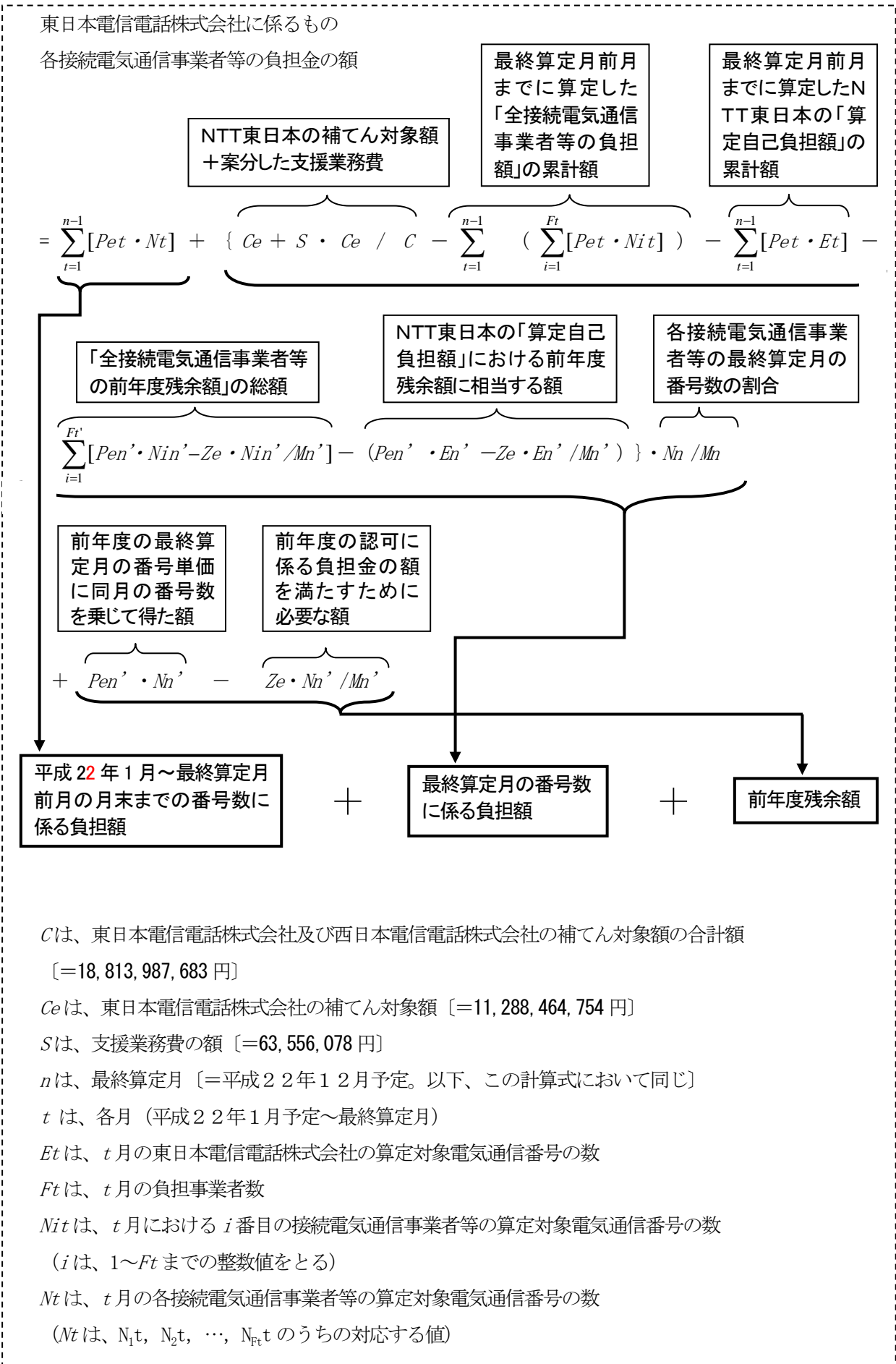
－ NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊠

÷ 前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,813,987,683円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=11,288,464,754円]

Sは、支援業務費の額 [=63,556,078円]

nは、最終算定月 [=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成22年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N₁t, N₂t, …, N_{Ft}tのうちの対応する値)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , \dots , $N_{F_t n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 22 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 22 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.80003068 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成 21 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成 21 年 2 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, \dots , $N_{F_t n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成 21 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.77488383 円／月・番号、平成 21 年 7 月～12 月予定の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.78175003 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=18,039,790,825 円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=10,767,238,196 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=65,096,348 円〕

② NTT西日本に係るもの

接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)

(a) 平成22年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成22年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT西日本に係る番号単価 (3,199,6932 円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成22年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成22年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 3,199,6932 円は、平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成22年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成22年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= (a) - (b) - (c) - (d) - (e) × (f)

NTT西日本の補てん対象額+案分した支援業務費

7,525,522,929 + 63,556,078 × 7,525,522,929 ÷ 18,813,987,683

..(a)

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成22年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

..(b)

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月(平成22年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..(c)

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..(d)

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..(e)

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成22年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成22年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

㊠

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

7,272,552,629 + 65,096,348 × 7,272,552,629 ÷ 18,039,790,825

－ 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

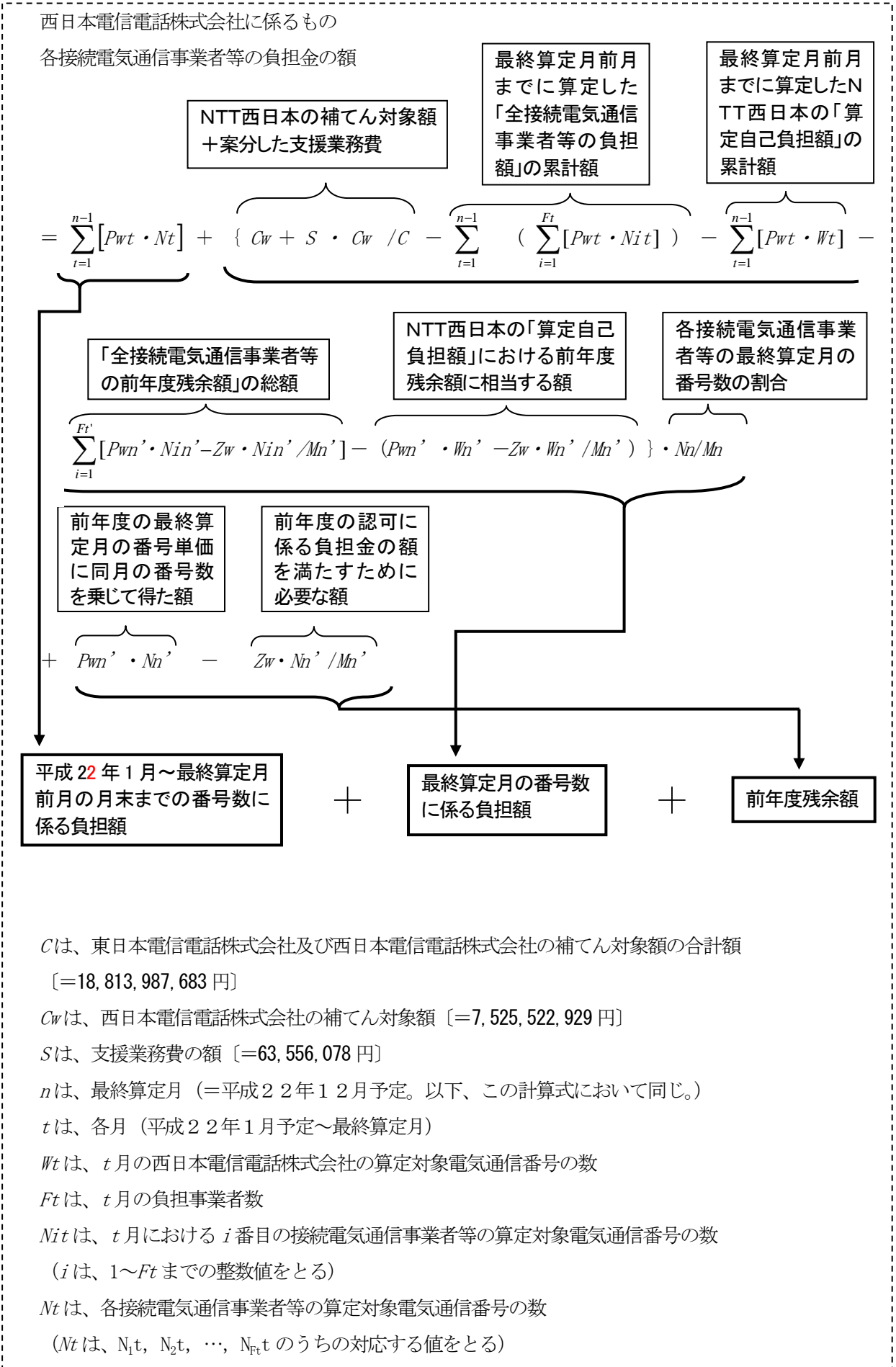
－ NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊟

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,813,987,683円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,525,522,929円]

S は、支援業務費の額 [=63,556,078円]

n は、最終算定月 (=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (平成22年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , \dots , $N_{F_n n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 22 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 22 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3. 19996932 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成 21 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成 21 年 2 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, \dots , $N_{F_{n'} n'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔平成 21 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3. 22511617 円／月・番号、平成 21 年 7 月～12 月予定の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3. 21824997 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=18, 039, 790, 825 円〕

C_w' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7, 272, 552, 629 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=65, 096, 348 円〕

③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
- また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

(2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の負担金の額の通知の日の属する月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

IV 交付金の額及び交付方法

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 11,288,464,754 \text{ 円 (NTT東日本の補てん対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

最終算定月前月までの算定自己負担額

NTT東日本の補てん対象額+案分した支援業務費

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額の総額」

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の最終算定月の番号数の割合

$$\sum_{i=1}^{F_t} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot En / Mn$$

NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

$$- (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

NTT東日本の補てん対象額

—

NTT東日本の算定自己負担額

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=18,813,987,683円]
 C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=11,288,464,754円]
 S は、支援業務費の額 [=63,556,078円]
 n は、最終算定月 [=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月（平成22年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成22年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.80003068円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成21年2月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成21年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.77488383円／月・番号、平成21年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.78175003円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝18,039,790,825円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝10,767,238,196円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,096,348円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

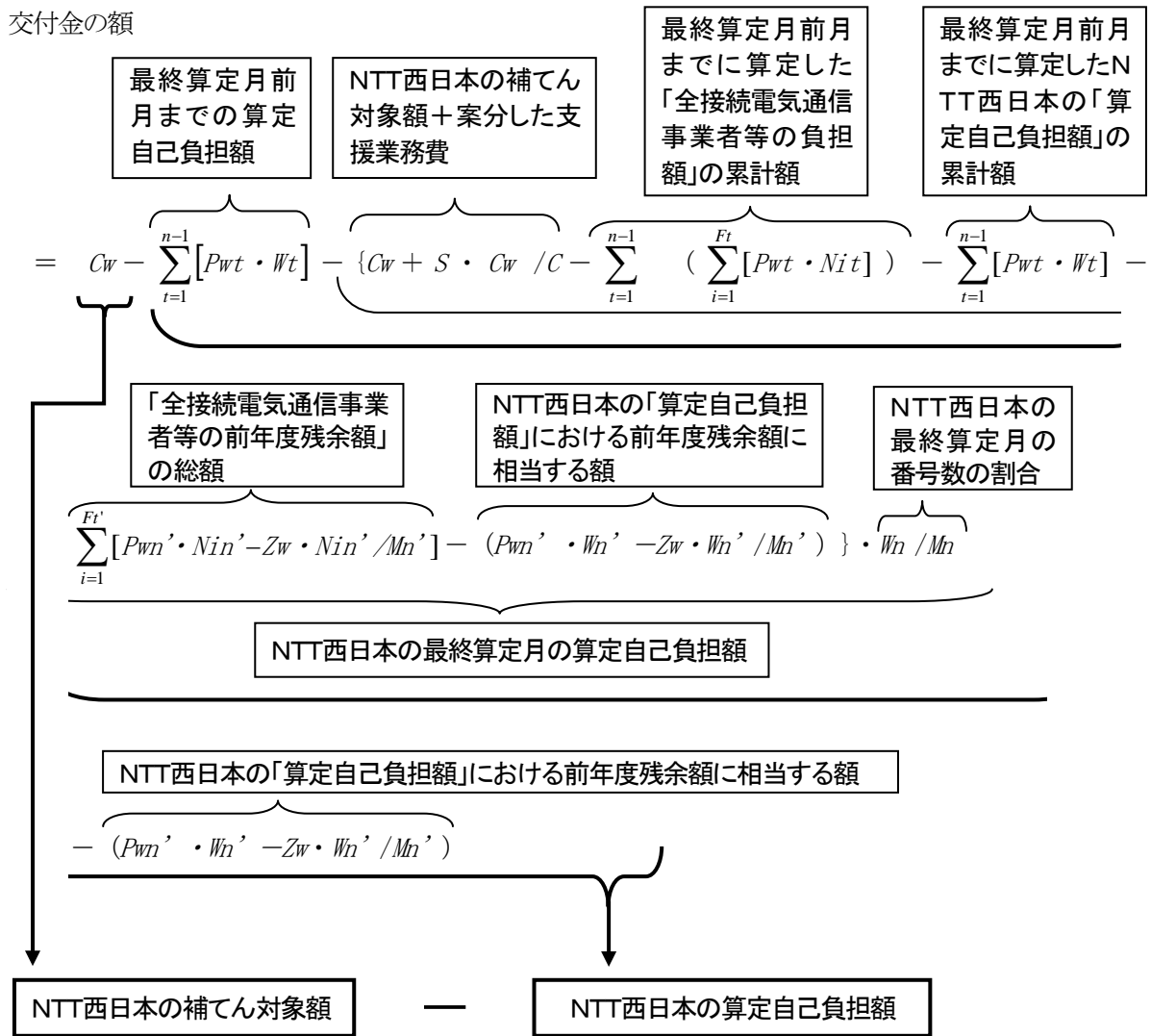
= 7,525,522,929 円 (NTT西日本の補てん対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,813,987,683 円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,525,522,929 円]

S は、支援業務費の額 [=63,556,078 円]

n は、最終算定月 [=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (平成22年1月予定~最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 22 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 22 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.19996932 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成 21 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (平成 21 年 2 月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [平成 21 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.22511617 円/月・番号、平成 21 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.21824997 円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zwt は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=18,039,790,825 円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,096,348 円]

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成23年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成23年4月までに交付終了予定

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成23年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成23年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電} \\ \text{気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	結 果	事 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することに起因するためである。</p> <p>当該計算式の内容及び上記番号数を除く計算式の各項に代入される数値は算定規則第 5 条の規定に照らし妥当なものであり、上記番号数は電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に従って報告されるものであることから、当該計算式及び数値を用いて算出される交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>また、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、各適格電気通信事業者に係る補てん対象額から算定自己負担額を控除した額となるが、補てん対象額が平成 20 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回っていることから、申請に係る計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、当該交付金額及び交付時期を通知することとしている。</p> <p>交付金を各適格電気通信事業者に交付する時期については、申請上、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第 27 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定したものであり、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成 22 年 1 月から最終算定月(平成 22 年 12 月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、報告規則第 9 条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の末日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月の負担金額の通知の日の属する月の 25 日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。



負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支—063
平成21年9月16日

総務大臣
佐藤 勉 殿

郵便番号 105-0003
とうきょうとみなとくにしんばしちちやうめ

住所 東京都港区西新橋一丁目1-3
 東京桜田ビル4F
しゃだんほうじんでんきつうしんじぎやうしゃきやうかい

名称及び代表者の氏名 社団法人電気通信事業者協会
かいちやう おのでら ただし
 会長 小野寺 正

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 平成21年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Nr] + [Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{i=1}^{n-1} (\sum_{j=1}^{Fj} [Pet \cdot Nil]) - \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot El] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Fj} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')] \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=18,813,987,683円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=11,288,464,754円〕

S は、支援業務費の額〔=63,556,078円〕

n は、最終算定月〔=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（平成22年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , …, $N_{Ft,t}$ のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , …, $N_{Ft,n}$ のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成22年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.80003068円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成21年2月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, …, $N_{Ft,n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成21年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.77488383円/月・番号、平成21年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.78175003円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=18,039,790,825 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,096,348 円]

西日本電信電話株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=18,813,987,683 円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,525,522,929 円]

S は、支援業務費の額 [=63,556,078 円]

n は、最終算定月 (=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (平成22年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nt は、 $N_1t, N_2t, \dots, N_{Ft}t$ のうちの対応する値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Mn は、 $N_1n, N_2n, \dots, N_{Ft}n$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として平成22年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.19996932円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月(平成21年2月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成21年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.22511617円/月・番号、平成21年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.21824997円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=18,039,790,825円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,272,552,629円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=65,096,348円〕

※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成21年12月）から変更となる場合、tにおいて「平成22年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の負担金額の通知の日の属する月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。



交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支—062
平成21年9月16日

総務大臣
佐藤 勉 殿

郵便番号 105-0003
とうきょうとみなとくにしんぼしいっしょうめ

住所 東京都港区西新橋一丁目1-3
 東京桜田ビル4F
しゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 社団法人電気通信事業者協会
かいちょう おのでら ただし
 会長 小野寺 正

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{t=1}^{F_t} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn' - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=18,813,987,683円〕

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=11,288,464,754円〕

Sは、支援業務費の額〔=63,556,078円〕

nは、最終算定月〔=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月（平成22年1月予定～最終算定月）

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 22 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 22 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.80003068 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成 21 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (平成 21 年 2 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [平成 21 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.77488383 円/月・番号、平成 21 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.78175003 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=18,039,790,825 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,096,348 円]

西日本電信電話株式会社に対する
 交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')\} \cdot Wn / Mn \\
 &\quad - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
 [=18,813,987,683円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,525,522,929円]

S は、支援業務費の額 [=63,556,078円]

n は、最終算定月 [=平成22年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月(平成22年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
 (i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成22年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成22年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.19996932円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月(平成21年2月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成21年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3,225,116.17円/月・番号、平成21年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3,218,249.97円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zwt は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{P_t'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=18,039,790,825円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,272,552,629円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=65,096,348円〕

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成21年12月）から変更となる場合、 t において「平成22年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事

業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案

分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。